

市税に係る減免措置調査票

		所属名	市民局
① 減免対象	市税の税目 (該当に○印)	個人市民税 <u>法人市民税</u> ・ 固定資産税 軽自動車税 ・ 事業所税	
	減免内容	特定非営利活動法人	
	減免内容 (該当条例等)	<u>条例</u> 第45条 第4項 第4号 規則	
② 財政支援の必要性		(1) 政策目的 特定非営利活動促進法は、福祉、環境、まちづくりなど様々な分野の社会貢献活動を行う団体に対し、法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的としている。 (2) 支援の必要性(理由) NPO法人の事業においては収益を上げることが主目的ではなく、事業実施にあたっては会費や寄付金等を事業経費に充てていることが多い。よって、事業収支が寄付金や会費で補填されたうえに、課税が行われるならば、課税によって法人の事業が縮小されるうえ、寄付者や会員の意図に反して寄付金等が使われることになる。	
③ ②で財政支援の必要性があるとした場合、市税による減免措置による支援の必要性の有無		有 ・ 無	
④ ③で「有」とした場合、その理由		特定非営利活動法人は、法律により特定の非営利活動を行うことを目的に設立・認証されており、その活動内容は高い公益性が認められている。こうした高い公益性をもった団体については、政府が進める「新しい公共」の担い手として期待されるものであるが、財政基盤が弱く一定の支援は必要と考える。支援の方法としては、法律による認証が包括的に公益性を認めたものであり、個別の事業に着目したものではないことから事業補助ではなく一律の税の軽減措置によるものが妥当と思われる。	

《ヒアリングにおける所属の意見等》

非営利活動法人は、法律で特定の公益活動を行うことが定められており、法人活動を包括的に認証されている。一方、事業補助は個別の事業内容により補助されるものであることから、公益性に着目した一律の支援については、税の軽減によることが望ましい。